

一九三二年における差別闘争の主なるものを舉ぐれば次のようである。

岡山縣倉敷市名田部落の火葬場設置反對闘争。

これは部落の附近に火葬場を設置せんとする倉敷市に對する闘争であつた。大衆天的でも、兒童の盟体等を以て抗争した結果勝利解決したが、犠牲者による數名の犠牲者を出した。

同縣淺口郡高田村追口の兄弟の村當局の差別待遇に對する闘争。

これは村役場吏員の差別待遇から村當局に對する闘争に發展し、青年團、消防組の脱退、兒童の盟体、大衆デモ等で四十日間の頑強な闘争の後勝利解決した。

いま一つ岡山縣に惹起されたところの農村振興土木事業に絡る差別事件を舉げねばならぬ。これは若田郷村において元警部補の村長が農村救済事業に部落だけを差別除外したことに對する猛烈な闘争であつた。二ヶ月に亘る闘争の間に十

數回の警察署襲撃を行ひ、兒童の盟体、部落大會、全縣部落代表者會議等の大衆闘争によつて遂に警部補村長を屈服させた。この闘争に、組織された農民が協同闘争に立ち上つたことは注目されねばならぬ。

(ロ) 米をよこせ闘争

「米をよこせ」の闘争は各地において組織された。名古屋支部では消費組合、兩部表組工組合等と協力して著名運動を起し、縣廳へ押しかけた。京都府は消費組合との協同の下に演説會を開いた。松原支部では人民大衆を旗號に組織して二百數十俵の米を町から取り取ることには成功した。

(ハ) 農民闘争

農村の窮乏化、特に農村部落の悲惨な困窮は農民を闘争に導き立てた。三重、奈良、兵庫、岡山、九州、長野等の各地に於て借金、税金の延期、小作米減額、土地取上げ反對等の闘